

川崎市中央卸売市場北部市場における事業者の募集 手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市中央卸売市場業務条例第7条第1項及び第23条第1項並びに第32条第1項に規定する業務許可を行うにあたり、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下「事業者」という。）の募集手続について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 事業者の募集は、原則として公募により行うものとする。ただし、市場機能に支障を来す恐れのある場合はこの限りではない。

2 事業者の募集を公募により行う場合は、公募の対象部門、営業に係る条件、募集期間、その他の事項を明らかにした上で行うものとする。

(募集期間)

第3条 募集期間は、募集開始の日から原則として30日間とする。ただし、30日間の募集期間を以て募集することが適さない場合は、30日を上回る募集期間を定めることができる。また、緊急性を要する場合があるときは30日を下回る募集期間を定めることができる。

(募集の周知等)

第4条 募集案内は、川崎市インターネットホームページ及びその他周知に適した方法によるものとする。

2 業務許可申請書は、川崎市インターネットホームページでダウンロードできるほか、中央卸売市場北部市場に配置するものとする。

(応募の方法)

第5条 応募の方法は、所定の申請書に必要な書類を添えて中央卸売市場北部市場に持参するものとする。

(再公募)

第6条 再公募は、募集期間内に応募者がいない場合または応募者に業務許可に該当する者がいない場合に行うことができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。